

第七回 国会
衆議院

内閣委員会・運輸委員会・連合審査会議録第一号

昭和二十五年四月十五日(土曜日)

午後一時五十八分開議

出席委員

内閣委員会

委員長

委員

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

運輸委員会連合審査会を開会いたしま
す。

内閣委員長であります私が委員長
職務を行います。

本日は海上保安庁法の一部を改正す
る法律案を議題といたし、政府より提
案理由の説明を聴取いたしました後、質疑
に入りたいと存じます。まず本案につ
いて政府の提案理由の説明を求めま
す。海上保安庁長官大久保武雄君。

海上保安庁法の一部を改正する法
律案

海上保安庁法の一部を改正する
法律

海上保安庁法(昭和二十三年法律
第二十八号)の一部を次のように改
正する。

第二條第一項中「船舶の安全に關
する法令の海上における勵行、」を
「法令の海上における勵行、船舶の安
全に關する検査、」に改め、「航路標
識」の下に、「海難審判庁の裁決の執
行」を加える。

第五條及び第六條を次のように改
める。

第五條 海上保安庁に左の六部を置
く。

総務部

船舶技術部

警備救難部

海事検査部

水路部

燈台部

第六條 総務部においては、左の事
務を掌る。

一 機密に關する事項

二 長官の官印及び印の管守

三 公文書類の授受、發送、編さ
ん及び保存

四 職員職階、任免、分限、懲
戒、服務その他の人事並びに職
員の教養及び訓練に關する事項

五 職員の衛生、医療その他の福利
厚生に關する事項

六 法令案の審査その他の総合調整
に關する事項

七 部局の設置及び廢止並びに分
課に關する事項

八 行政の考査に關する事項

九 調査及び統計の調整に關する
事項

十 經費及び收入の予算、決算及
び会計並びにこれらの監査に關
する事項

十一 国有財産及び物品の管理に
關する事項

十二 渉外事務に關する事項

十三 公報に關する事項

十四 前各号に掲げるものの外、
海上保安庁の所掌事務で他部及
び他の機関の所掌に屬しない事
務に關する事項

第六條の次に次の一條を加える。

第六條の二 船舶技術部において
は、左の事務を掌る。

一 海上保安庁の船舶についての
技術的事項の企画及び総合調整
に關する事項

二 海上保安庁の船舶の建造及び
維持

第七條を次のように改める。

第七條 警備救難部においては、左
の事務を掌る。

一 法令の海上における勵行に關
する事項

二 海難の際の人命、積荷及び船
舶の救助並びに天災事變その他
救済を必要とする場合における
援助に關する事項

三 船舶交通の障害の除去に關す
る事項

四 海上保安庁以外の者で海上に
おいて人命、積荷及び船舶の救
助を行うもの並びに船舶交通に
對する障害を除去するものの監
督に關する事項

五 旅客又は貨物の海上運送に従
事する者に対する海上における
保安のため必要な監督に關する
事項

六 航法及び船舶交通に關する信
号に關する事項

七 沿岸水域における巡視警戒に
關する事項

八 海上における暴動及び騒亂の
鎮圧に關する事項

九 海上における犯人の捜査及び
逮捕に關する事項

十 前各号に掲げる事務を遂行す
るために使用する海上保安庁の
船舶の整備計画及び運用に關す
る事項

十一 海上保安庁の使用する通信
施設の建設、保守及び運用に關
する事項

十二 国家地方警察及び自治体警
察(以下「警察行政庁」という。)、
税關、検疫所その他の關係行政
庁との間における協力、共助及
び連絡に關する事項

第七條の二中「保安部」を「海事檢
査部に改め、同條第五号を削り、第
六号を第五号とし、以下一号ずつ繰
り上げる。

第八條に次の一号を加える。

五 前各号に掲げる事務を遂行す
るために使用する海上保安庁の
船舶の整備計画及び運用に關す
る事項

第九條に次の一号を加える。

四 前各号に掲げる事務を遂行す
るために使用する海上保安庁の
船舶の整備計画及び運用に關す
る事項

第十一條第一項中「次長一人」を
「次長一人及び警備救難監一人」に改
め、同條に次の一項を加える。

警備救難監は、長官を助け、船
舶技術部及び警備救難部の所掌事
務を統轄する。

第十二條を次のように改める。

第十二條 全国を六海上保安管区に
分ち、海上保安管区ごとに管区海
上保安本部を置き、海上保安庁の
所掌事務を分掌させる。

海上保安管区の区域及び名称並
びに管区海上保安本部の位置及び

本日の會議に付した事件
海上保安庁法の一部を改正する法律
案(内閣提出第一六六号)

○鈴木委員長 これより内閣委員会、
運輸委員会、連合審査會議録第一号

第一類第一号附属の五

内閣委員会・運輸委員会・連合審査會議録第一号

昭和二十五年四月十五日

名称は、別表の通りとする。
第十二條の次に次の二條を加える。
第十三條の二 管区海上保安本部に、左の六部を置く。但し、必要に応じて運輸大臣の定めるところにより、部の数を減ずることができ。
総務部
船舶技術部
警備救難部
海事検査部
水路部
燈台部

前項に定めるものの外、管区海上保安本部の内部組織の細目は、運輸省令で定める。
第十三條を次のように改める。
第十三條 運輸大臣は、管区海上保安本部の事務の一部を分掌させるため、所要の地に、海上保安監部その他の事務所を置くことができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。
第十六條を次のように改める。
第十六條 海上保安官は、第七條第二号に掲げる職務を行うため若しくは犯人を逮捕するに当り、又は非常事態に際し、必要があるときは、附近にある人及び船舶に対し、協力を求めることができる。
第二十條 海上保安官の武器の使用については、警察官等職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)第七條を準用する。
第二十二條第二項中「第七号」を「第六号」に改める。
第二十六條第三項中「中央海上保

安審議会及び地方海上保安審議会に「海上保安審議会」に改め、同條第二項を削る。
第三十二條を次のように改める。
第三十二條 海上保安庁の船舶以外の船舶は、第四條第三項に規定する標識若しくは海上保安庁の旗又はこれを附し、又は掲げてはならない。
第三十三條に次の一項を加える。
前項の職員の種類に関する規定は、職階制に関する法律に基いて職員の種類が定められる日に、その効力を失う。
第三十五條第二項中「警備救難部」を「船舶技術部」に改める。

第三十五條の次に次の二條を加える。
第三十五條の二 海上保安庁に、航路啓閉所を置く。
航路啓閉所は、機雷その他の航路障害物の除去及びこれらの処理を行うための機関とする。
航路啓閉所の名称、位置及び内部組織は、海上保安庁令で定める。
第三十五條の三 第三十五條第一項の事務を処理するために置かれる職員及び航路啓閉所に置かれる職員の数は、第三條第二項に規定する職員の総数に含まれないものとする。
第四十三條の次に次の別表を加える。

別表

海上保安管区	管区海上保安本部	管区海上保安本部の名称
北海道の区域及びその沿岸水域	第一海上保安管区	小樽市 第一管区海上保安本部
宮城県、福島県、岩手県、青森県、秋田県及び山形県の区域並びにその沿岸水域	第二海上保安管区	塩釜市 第二管区海上保安本部
東京都、千葉県、茨城県、埼玉県、栃木県、群馬県、神奈川県、山梨県、静岡県、新潟県、長野県、富山県及び石川県の区域並びにその沿岸水域	第三海上保安管区	横浜市 第三管区海上保安本部

大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県、三重県、愛知県、岐阜県、福井県、島根県及び鳥取県の区域並びにその沿岸水域

広島県、岡山県、山口県(山口市、美禰郡、阿武郡、厚狭郡、大津郡及び豊浦郡を除く)、香川県、愛媛県、徳島県及び高知県の区域並びにその沿岸水域

福岡県、山口県(山口市、美禰郡、阿武郡、厚狭郡、大津郡及び豊浦郡に限る)、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び宮崎県の区域並びにその沿岸水域

第四海上保安管区 大阪市 第四管区海上保安本部

第五海上保安管区 広島市 第五管区海上保安本部

第六海上保安管区 福岡市 第六管区海上保安本部

附則

1 この法律は、昭和二十五年五月一日から施行する。
2 海上保安庁長官は、当分の間、第十二條第二項の規定にかかわらず、第四管区海上保安本部及び第六管区海上保安本部をそれぞれ神戸市及び門司市に置くことができる。

3 水先法昭和二十四年法律第百二十一号の一部を次のように改正する。
第二十六條中「海上保安本部、海上保安部、海上保安署又は港長事務所(以下「海上保安庁の事務所」という。)」を「海上保安監部その他の管区海上保安本部の事務所(以下「管区海上保安本部の事務所」と

いう。に改める。

第二十七條及び第二十八條中「海上保安庁の事務所」を「管区海上保安本部の事務所」に改める。

4 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第七條中「海上保安庁の事務所」を「管区海上保安本部若しくはその事務所」に改める。

6 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五條中「海上保安本部、海上保安部若しくは海上保安署の長」を「海上保安監部その他の管区海上保安本部の事務所の長」に改める。

第三十七條の二中「海上保安本部長を海上保安監部の長」に改める。

6 海難審判法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八條中「海上保安庁法第十二條に規定する海上保安庁の事務所(以下単に海上保安庁の事務所という。を」を「管区海上保安本部又はその事務所」に改める。

第三十條及び第五十八條中「海上保安庁の事務所」を「管区海上保安本部又はその事務所」に改める。

第五十四條及び第五十八條中「海上保安庁保安部」を「海上保安庁海事検査部」に改める。

○大久保政府委員 ただいま提案されました海上保安庁法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御

説明いたしたいと存じます。

海上保安庁が負託されました航海の保安と海上治安の確保という重大な使命の完全な達成につきましては、発足以来鋭意御期待に沿うよう努力いたして参つたのでありますが、その後の推移に基きまして、海上保安庁の諸機関の統合整理と、海上保安官の業務執行に關連して、改正する必要があると見たに際しまして、現在の種々の情勢から組織機構におきましても、あわせて整備する点が生じたのであります。ここに海上保安庁法の一部を改正しようとするに至つたのであります。

その改正のおもな点を順を追つて申し上げますと、第一は、官房を総務部に改めたことと、従来官房で所掌しておりました事務の一部と、警備救難部で所掌しておりました事務の一部を統合して、船舶技術部に所掌せしめることとしたこととであります。現在の官房は、本来的な官房事務のほかに、船舶の技術に關する業務及び通信の運用業務のごとき、現業的な業務をまわして所掌しておりました、事務運営の方式においても、きわめてすぐれない点がありまして、海上保安庁の機動力と切り離せない通信業務を警備救難部に移すとともに、船舶技術部を設けて、任務遂行上最も重要な船舶整備の業務に専念できるようにしたこととであります。

第二は、前に申し述べましたように、種々の情勢からその重要性が一段と加えられつつあります沿岸警備という任務の遂行上、その特殊業務部門を専門的に統括して、業務運営に遺憾のないように措置する必要がありますので、次長の外に、これと同様の警備救難

監を置いたこととあります。

第三は、従来九つの地方機関がありましたものを、大管区制を採用して、六つの地方機関としたこととあります。海上保安庁の任務の完全な遂行は、機動的な活動にまたねばならない特殊な面がありますので、大管区制が最も適當であると考えられるのであります。

第四は、海上保安官が任務遂行にあつたて、武器を使用できる範圍を警察官と同一の範圍にするとともに、非常事変の際協力を求めることができる範圍を若干拡張したこととあります。

第五は、中央海上保安審議會と地方海上保安審議會を統合して、海上保安審議會として、中央にのみ置くこととしたこととあります。

第六は、機雷その他の航路障害物の除去に關しましては、現在のように一部課で所掌しておりましたので、その附属機関として航路啓閉所を設け、掃海業務の活動を強化したこととあります。

第七は、海上保安庁が臨時的に所掌しております旧海軍艦艇の保管に關する業務に従事する職員と、前に申し述べました航路啓閉所に置かれる職員は、海上保安庁法に規定する制限人員から除外したこととあります。

以上が海上保安庁法の一部改正の内容であります。これによりまして、一部を増設し、官房を廃止して、総務部を設けましたほか、警備救難監を置いたものであります。他面三つの地方機関を減じておりますので、これらの改正によりまして、海上保安庁全体としては、定員の増加を伴わないのであります。

以上簡單であります。この法律案の提案理由の御説明を終ります。何とぞ慎重に御審議あらんことを希望いたします。

○鈴木委員 これにて政府の提案理由の説明は終了いたしました。質疑の通告がありますからこれを許します。關谷勝利君。

○關谷委員 ただいま提案理由の御説明があつたのであります。その中におきまして中央機構の改正並びに海上保安審議會、これも中央機構になつて参ります。その点あるいは航路啓閉所というふうなことにつきましては、私どもは提案理由の説明によりまして納得が得られるのであります。が、その中で一点、管区本部を設けまして、従来地方機関が九箇所ありましたが、六箇所というふうなことになるのであります。ただいまの提案理由の説明によりまして、大管区制として、機動性を持たせるのだというふうなことになるのであります。するけれども、私どもがこれを大管区制にして、機動性を持たせるかどうかという点を考えます場合に、決して機動性を持たせ得るものではない。一例をあげますと、最近でいえば、九という警備船の優秀なものであると聞いておりますが、これとともわずかに時速六ノットというふうな、いざり船のようなくさうであります。こ

ういふものをもちまして、管区制というものを大管区制にして、機動性を持たせるといふことになつておりますが、とうていでき得ないと考えられるのであります。なおまたこの機動性を持たせましたのであります。

○大久保政府委員 ただいま關谷委員の御発言のわけ方も、しごくごもつともであるとは存じますが、今回改正の管区のわけ方は、一つの国家警察の管区のわけ方、これとも見合ひをいたしまして、相互の諸般の情報を他の連繫に資するといふ面も考えましたわけでございます。他一面は日本海の新潟方面に参ります警入出港は、その大規模のものは京浜方面と常に連繫があるのであります。また舞鶴方面に参りますものは、阪神もしくは名古屋方面

と通繋を持つておりますような関係もございませう。事情からいたしまして、あるいはこれを同一管区にしておいた方が、事件の処理上迅速を期するのではないかと、今この分轄の方法をとりましたわけでございます。

○關谷委員 ただいまの御説明は納得いたしました。御説明でありまして、決して納得はいたしていません。国家警察との連絡を緊密にする、こういうふうなことに重点を置かれておられるが、私たちが考えますと、海上保安の責めに任ずる者がこの海上をどういふ警備し得ないもので、まず陸地へ不法入国等どん／＼入つて来るのを取締ることができ得ないから、自己の責任を國警の方へ転嫁する。そのために國警の管区本部に重点を置いた。とにかく第一線の自分たちではでき得ないのだ。みずから否定するような今度の機構の改革になつておりますので、何といたしましても納得ができません。のであります。どうしても海面を基礎として分轄管区を定めることが、妥当であると私たち考へておるのであります。これもまたどのような答弁をせられるか知りませんが、責任転嫁といふことを考へておる。みずから否認する分轄案であるといふことを、私たちにはつきりと申し上げておくものであります。ことに今回の、具体的にあげてみますと、第一から第六までにわかれておりますが、これらを見てありますと、ことごとく太平洋方面、あるいは瀬戸内海方面に本部を置きまして、そして山陰方面には一つの管区本部もないのであります。現在の情勢下における沿岸警備というようなこ

とは、これはある国からの不法入国といふことに重点を置いておられます。これは、現在の海上保安庁の任務の上から申しまして、これが最も重要であるといふことは、常識的にわかるのであります。しかるにこの山陰方面には、一つの管区本部も設けておられない。これはどういふふうな理由であるのか、あるいは國警関係を顧慮してあるのか、あるいは一度この方は取締らずして、そして國警本部でこれを取締るので、沿岸まではかつて自由放題に上らすという計画であるのかその点をまず承つておきたいと思ひます。

○大久保政府委員 お尋ねの点、三點だつたと思ひますが、第一點の國警との關係におきましては、國警は全然海上保安庁に依存をいたしております。大きな事件になりますと、常に海陸にわたつた策動が行われるわけでありまして、これが捜査、検挙にあたりましては、どうしても海陸の治安は相互に協力する必要があると思ひます。しかし海上保安庁の責任は、あくまで嚴として存在するわけでございます。私どもはこの責任に向ひまして、すでに積極的にこれを果すという態勢をとつておる次第でございます。

第二のお尋ねの点の、日本海方面に管区本部がないではないかといふお尋ねにつきましては、これは私ももしごく御同様の面もあるのではないかと申して、実は日本海方面にも、何らかの管区本部を置いたといふことも考へた次第でございます。が、何分管区本部の数を大體六つというふうに想定いたしました。出発いたしました関係上、北海道、これはどうしても一管区であります。

東北の三陸方面に、これまでどうして一つはいるのであります。さらに關東方面に一つ、近畿方面に一つ、瀬戸内海のあの重要な島嶼地帯に一つ、九州に一つ、これで六つになつてしまふのでございまして、実は遺憾ながら日本海方面は置くことができなかったのだと思ひますが、關谷委員の第三のお尋ねと関連いたしまして、すなわち山陰方面等重要な地帯に對します顧慮といふことは、十分私たちも考へなくてはならぬ筋合いであると思へておる次第でございます。この点からいたしまして、六つにはわけますけれども、何らかの欠点を補ひたい。かように存じまして、舞鶴から島根県に至る一地域の地域を、同一管区に所屬をいたさせまして、同方面から逐次移動して参ります對象に對する取締りの遺憾なきを期したい。かように存じまして、管区並びにその区分表を定めた次第であります。

○關谷委員 日ごろの頭のいい大久保長官が、まことにあいまいな、要領を得ないやうな、私たちの納得の行かない答弁でありますので、私たちはどこまでもそれは承知いたしました。かゝるの現況の國際情勢と申しますか、不法入国あたりの情勢、沿岸警備の上から申しまして、いかなることがあろうとも、山陰方面へは一つの管区本部を置かなければならない。これはあとで御答弁いたしてもけつておつて、どうしてもそれはやり得ないといふのなら、また私たちも納得するのであります。が、そうでないといふことである限り、私たちは納得でき得ないのであります。この点、現在の

の海上保安庁の任務である沿岸警備に對します認識不足であるといふふうなことに、こゝういふふうなことをするのと、周囲から考へられるのではないかと考へるのであります。この点はどういふふうに考へておられるか、承りたしたいと思います。

なおまた管区本部の所在地であります。が、港の設備、その他港の利用といふやうなことに重点を置かれておられるかと思ひます。そうでもない。どのような基礎で、これがやつておられるのか。一貫した方針がないといふふうに私たちには考へられるのであります。先ほど大久保長官から言われましたように、國警との連絡を密にするといふ意味合いから申しますと、中央部に置きますところの連絡上から申しまして、東京に置くべきものであつて、横浜に置くべきものではない。そういふことから考へますと港の利用の面から考へて、港の設備のよく整つた、利用に便利など、海上との連絡に便利などところを選んだのである。こゝういふふうには考へられるのであります。そうかと思つて、近畿の方面を見ますと、それが神戸ではなくて、大阪になつておる。どういふふうなつもりで、こゝういふふうなやつておられるのか。一向一貫性がないと考へられるのであります。が、管区本部を置く上におきまして、どのような條件を考へられてこれを決定せられたのか。その点もあわせて承つて置きたいと思ひます。

○大久保政府委員 ただいまの第一のお尋ねの、今回の改正にあたりまして、國際關係の顧慮があつたかどうかといふ点につきましては、私どももいたしましては、純然たる業務上の考慮の

点から出發いたしておるということを申上げておきたいと存じます。第二のお尋ねの点も、管区本部の所在地をどういふ考へで設置をしたかといふお尋ねでございますが、今回管区本部の所在地を定めますにあたりましては、管区本部は一つの指令機關である。そこで必ずしも港にある必要はない。できるだけ広域管内を公平に見渡して、迅速なる処理ができるやうにいたすといふことを前提として、考へていたした次第でございます。従いまして現実の實際部隊は、重要な海の基地にこれを置く。かような見解で設けたやうな次第でございます。

○關谷委員 いろいろお尋ねいたして見ました。明快な御答弁が得られませんが、日ごろの大久保長官が、絶えず明快なる答弁をせられておられるに比べて、私たちが納得の行きかゝるこの点のみであります。何か裏面にいろいろな事情があり得るやうなことも察しられますけれども、私たちが現在の六管区制におきましては納得いたしかねるのであります。裏日本に最小限度一箇所の管区本部をつくらなければならぬ。私たちがこの海の關係の者はさうに考へるのであります。この一箇所を設けて七管区とするという修正が出た場合に、これに應ずる意思がないかどうか、承つておきたいと思ひます。

○大久保政府委員 日本海方面の取締りにつきましては、できればこれを強化したいといふ考へは持つておるのでございます。が、何しろ管区数の見合い等ございまして、現在は設置されてないのでございしますが、ある

いは国会の御意思等によりまして、その情勢が到来いたしましたならば、海上保安庁をいたしましては別に異存はない次第でございます。

○開谷委員 幾らお尋ねいたしましたも、はつきりとした答弁も得られませんでした。これ以上はむだであると思ふから、質問はこれです。差控えたいと存じますけれども、これはもとより海上保安庁並びに運輸大臣といたしましては、提案者でありまするがゆえに、これを容易に變更いたしません。私たちがこの管区の分割案を見ました場合に、第一の管区本部の小艘には同意であります。第二の塩釜もけつこうであると思ひます。第三の横濱、これまたさしつかえないと思ひますが、第四の大阪というようなことは、これは私たちが神戸に修正すべきであると考へます。第五広島もより、第六門司というところにいたしました、そして西日本に舞鶴あるいは新潟に管区本部を設ける。こういう希望条件を述べまして、賢明なるところの内閣委員諸君の御配慮を煩わすことといたしまして、質問を打ち切ります。

○鈴木委員 次に飯塚定輔君。

○飯塚委員 私の質問も、前の質問と重複する点が多いのでありますから、きわめて簡単に一、二の点についてお伺いいたします。今度の改正に對して、根本方針はおぼろげながらわかつたような方からいふような気がいたしますが、これは海岸線を中心とした地理的條件が第一に考えられるべきものと考へるのであります。この点ははつきりとしたお答えがないようでありまして、もう一べん重ねてお尋ねいたします。

○大久保政府委員 ただいまのお尋ねに對しましては、海上保安庁の所掌事項を申し上げなければならぬと思つてございしますが、海上保安庁は一面海上におきまする治安の維持並びに航海の安全に関する業務を行います。たとえば密航船の逮捕あるいは離散船の救助といったような、その実働を海上において行います仕事と、海難を予防するといふ意味からいまして、船舶の安全上の検査をいたします。あるいは造船所において建造中にこれ検査する。それから船舶乗組員の試験、免状の発給をいたします。あるいは燈台を設けたいと思ひます。その他海と関連がございしますが、その情勢の實際の面におきまして一面陸上において行つ分野もございします。それらを勘案いたさなくてはなりませんので、純然たる海上の業務だけでございしますとやりやういのでございしますけれども、その両面を考慮いたしまして決定いたしましたよう次第でございします。

○飯塚委員 海上と陸上との関連は、ただいまの御説明によつてよくわかりましたけれども、實際の保安部の仕事をやるのには、今の海上の連綿とか、そういう問題に對しては、陸上の大きな町にその實際の仕事をするというよりも、難船しやすい地区を巡るに於いて、そこにそのまゝ仕事をやる役所を置く。そういうことがわれわれとして非常に強く感ぜられるのであります。この点に關しまして私の郷里の問題を申し上げるのは恐縮であります。秋田県の船川港の海上保安部の問題であります。最近のお話によりまして、陸地の上から見るとこの船川から

はるかに奥に引込んでおりますところの秋田にその仕事の一部を移し、しかも海上に最も必要な海上保安庁の無線の施設を、二十二年以来陳情、請願しておるのであります。それが最初に指定された船川でなく、船の数からいへば、船川よりもはるかにその重要度の低い秋田港に無線台をつくるという御計画のようでありまして、實際の無線の設備は、陸上のものよりも海上に力を注がなければならぬ問題だと思ひます。この点は最初に船川に御計画になつたそのまゝを施行していただきたいと考へるのであります。いかがでございしますか。

○大久保政府委員 ただいまお尋ねの船川は、海上における警備哨戒基地といたしまして重要な要点であるといふことは、私共もよく御同感でございします。今回秋田に海上保安部を置きまして船川に警備救難所を置くことに予定をいたしましたのであります。海上保安部と申しますのは、先ほど私が申し上げました海上における任務のみならず、陸上の任務をあわせて所掌し得ます。海上に對してのみ行動をとる基地は、警備救難所といたしまして、船川は重要な前進基地でございまして、優秀なる警備救難所を置きまして、從來と同様の機能を發揮いたしたい、かやうに考へておる次第であります。

○飯塚委員 そうしますと、海上の最も重要な地点として救難所を設けることになりまして、従つて無線の方も船川に置くことになるのであります。この一点お尋ねいたします。

○大久保政府委員 船川には、私ども

の方の巡視船を配属することになります。巡視船がそれ／＼無線設備を持つております。船川はその巡視船を使用いたしまして、碇泊中におきましても無線連絡ができるということに相なります。新しく設置いたします無線台は、秋田に本部を置きまして関係上、また諸般の連絡上、秋田に置く予定でございします。

○飯塚委員 よろしうございします。

○鈴木委員 次に米窪亮君。

○米窪委員 大體の要点については、先ほど同僚委員からすでに御質疑がございしたのですが、二、三補足的な御質問を申し上げたいと思ひます。行政機関の改正といふことは、簡素化といふことと能率化といふことが必要と考へるものであります。しかるに今回の海上保安庁の改正は、私どもの意見としては、はなはだ残念ながら、簡素化と能率化の逆になつておると思ふのであります。從來の九つの保安本部が六つの管区本部に改正された趣旨については、大久保長官の御説明があつたのであります。その趣旨のおもな理由の一つとしては、現在よりも機動性を發揮するといふことであるのであります。御説明のような趣旨においては、ちやうどその逆で、機動性は現在よりも發揮がでないことに私は考へております。もちろんこれに對しては、六つの保安管区の下に保安監部というものを置くといふことで足りるのではないかと御意見であると思ふのであります。それなら九つの保安本部をやめて、それとしてこれを統合して六つの保安管区を設けるといふことは、屋上屋を重ねることであつて、これは必要がないと思ふ。何

ゆえに九つの保安本部を六つの保安管区といふ、もう一つ上層の機関に改めなければならぬのか。先ほどの御説明ではよくわかりませんが、もう一度伺いたい。

○大久保政府委員 ただいまの米窪委員からのお尋ねの六管区にいたしましたのは、やはり中心となる指揮者はなるべく少い方がよろしいといふことを考へましたのが一つ、管区本部の下に保安監部を設けますけれども、やはり最高指揮権は管区本部長にあるわけでありまして、それによつて広域の行政を見ることに相ならうかと思ひます。一応六管区にいたした次第であります。

○米窪委員 次に私御質問申し上げたいのであります。それは先ほど閣下委員からも言われました通り、六つはみな太平洋岸にあつて、一つも日本海の方ではない。そしてこの別表に管轄区域が書かれておりますが、從來の船舶の積量の検査、あるいは速力の検査、同じ海上における船舶に対する各種の認可、あるいは測定検査といふものが、あるものは海運局の所管に属し、あるものは海上保安庁の所管に属して、人民は非常に困つております。事實において、日本海に保安本部があつた場合と、太平洋側に海運局の局があつた場合において、検査の種類が二つにわかれておつたために、当事者は非常に困つておつた実情があるのであります。われ／＼は過日の運輸委員会において、積量の検査、速力の測定その他の認可、こういった海上行政については一元化すべきことを、船舶局の局長にも意見をただしたところ、同感であるといふことでもあります。しからば

従来の九つの海上保安本部があつたときでさえ不便があつたのに、ましてこれが六つになつて少くなる。これに対しては長官は保安本部が方々にあるからよろしかろうというのでありますが、保安本部だけで間に合わない、管掌の権限が違つた重大問題について、当然六つの保安本部のところへ参らなければならぬ。そうすると九つの場合でさえも不便が多かつたのに、六つになつたといふことになりまして、ますます、関係者は困ると思ひますが、これに對しての長官の御意見を伺いたいと思ひます。

○大久保政府委員 船舶検査行政が、民間産業にも深い関係のありますことは、ただいま米窪委員が御指摘の通りであります。私もはできるだけ民間に不便をかけないようにするといふ考慮をいたしました次第でありまして、たとへて申しますれば、交通の面等も考慮に入れました点でございました。また実際面から申しまして、保安本部または保安監部におきまして、船舶検査行政を実行いたしまして、行政官庁として権限上これを実施できるというところに今回はいたしたいと存する次第であります。従来は保安本部は行政官庁ではなかつたのでありますが、今回は行政官庁として御承認を得たいと存じておる次第であります。できるだけ民間の御至便をはかるということにいたしたいと思ひます。

○米窪委員 ただいまの長官の御説明で、大した支障がないようですが、これは汽車に船をつけて太平洋から日本海に持つて来るということでもできませんから、これはおそらく遠い距離をまわつて行かなければならぬ。実際民間

産業に対する脅威というものは、非常なものがあると思ひます。

さらにお尋ねしたい点は、むしろ海上行政と陸上行政と必ずマツチしななければならないという考え方が間違つておる。特殊な概念から参らなければならぬ。長官の御説明によると、ちやうど戦争中の広域陸上行政の、あの機関のアイデアがこびりついておるにやないかと思ふ。たとえば当時においては大阪、広島、仙台、そういう方面に六つの陸上の広域行政の本部があつて、そのもとへすべての行政機関を持つて行つた、その場合においては陸上も海上も、人民の不便、土地の事情、そういうことを全然考えずに持つて行つた。

今回のこの改正も、ややそういう考えと同じでございます。もしもそういうお考えでやりになるならば、東京、京都などというところへ置かれて、そこから命令を下すということでは、いかんかと思ふ。今度は大阪へ置く。それからと、今度は門司に施設があるにかかわらず、門司をやめて福岡へ置く。案外海上保安という行政は、海運と密接なる関係があるのでございます。すなわち太平洋岸においては、せつかく神戸というりつぱな港があり、そこに港務施設もあり、従来港務行政の役所もそこにあつて、門司にやつて参つた。また九州では門司という交通の便利な、機動性を發揮し得るに必要十分である港があるにかかわらず、わざわざこれを奥の方へひつぱり込んで、福岡へ持つて行かなければならぬ。一体どこにそういう理由があるか。何べん御説明を伺つても、私はわからない。しかも附則の二へ持つて行つて、海上保

安庁長官は、当分の間、第十二條第二項の規定にかかわらず、第四管区海上保安本部及び第六管区海上保安本部をそれぞれ神戸市及び門司市に置くことができる。この「当分の間」という意味がわかりませんし、またその必要が何で起つて来るか、大阪及び福岡にた

だちに置くことができないからこそ、当分の間神戸市及び門司市に置くといふことになつて来る。しからばそれ

の他の行政的な関係で、今たんに大阪及び福岡に置けないという理由のために、当分の間神戸及び門司に置くといふことになるのか。そうすると経費の点ばかりはかりはなし、予算には関係はないとおしやりながら、これはやはり本年度には予算には関係はなくて、来年度からは必ず予算が膨脹する

ため、これもやむを得ない予算の膨脹ならば、海上保安のために必要と思ふのですが、結局これは神戸及び門司で間に合ふものを、わざわざ大阪及び福岡に施設を来年度から設けてそこへ持つて行く。しかもその出入について

ははなはだ不便である。これは神戸と大阪の比較論、門司と福岡の比較は常識上、潮流の関係から、風の関係から言つても、港の施設から言つても、ど

ちらが海上人にとつて便利であるかというところは、おそらく日本の国民としてだれ一人大阪よりも福岡がまさつて

おる。福岡よりも門司がまさつておるというところは当然のこと、三歳の童子といへどもわかつておる。しかるに施設が足らないところを明年度あるいは本年度予算をかけて大阪に施設をつくり、あるいは福岡に施設をつくる。そういう手続をしてまで大阪及び福岡に

持つて行かなければならぬ理由がどこにあるか。その点をお伺いしたいと思ひます。

○大久保政府委員 お尋ねの第一点の神戸並びに門司を、大阪または福岡にそれ／＼移しました理由につきましては、もちろん港としての優秀な点につきましては、米窪委員が御指摘の通りだと存じますが、一面今回の管区本部は指令機関でございまして、各官庁との連絡をきわめて密接にいたします必要もおのずから出て参る次第でありまして、かような次第でございまして、大阪並びに福岡はそれ／＼同地方における政治の中心地でもございまして、その方面に管区本部を移動した次第であります。但し当分の間とした理由につきましては、但し当分の間といたしまして、海上保安庁の管区本部は、普通の行政官庁と異なりまして、みずから一つの具體的指示を出さなければならぬ関係上、おのずからその通信設備あるいは適當な建物がございまして、ただちに實際の行動の発動はできないわけ

でございまして、かような関係からいたしまして、当分の間神戸あるいは門司というところにいたした次第でござい

ます。

第三のお尋ねのことについては、予算関係はいかになつておるかというお尋ねでございしますが、本年度は予算上の異動はございせん。但し、いよいよ、

の異動はございせん。但し、いよいよ、の異動はございせん。但し、いよいよ、の異動はございせん。但し、いよいよ、

の異動はございせん。但し、いよいよ、の異動はございせん。但し、いよいよ、の異動はございせん。但し、いよいよ、

の異動はございせん。但し、いよいよ、の異動はございせん。但し、いよいよ、の異動はございせん。但し、いよいよ、

域であるところの日本海に、一つも管
区本部がない。龍弁を弄する者は、お
そらく小樽にあり、福岡にあるのであ
るから、これは日本海だと言うでしよ
うが、またそういう説をお持ちになる
人もあるでしよ、それがたつたなら
ばなせ新潟、舞鶴に置かなかつたか
いことを反問せざるを得ない。私は
質問をこれで打ち切りますが、これは
ひととつ御考慮の上、大臣もおられま
すから、もう一度大臣より御察察、御
反省を願つて、そして従来の九つの保
安本部にされて行かれるか、あるいは
大阪という原案を神戸に直し、福岡と
いう原案を門司に直し、それに日本
海に管区本部をもう一つつくつて、お
考え直しをされたいということを要望
しまして、私の質問を打ち切ります。

○岡田(五)委員 先ほど米各委員か
ら、すでに私の質問せんとする事項の
大部分は質問されたのでありまして、
これに対する政府委員の答弁に對しま
しては、私も全然満足しない一員であ
ります。先ほど大久保政府委員のお話
によりまして、管区本部の設置は国警
本部との連絡が主である。こういうこ
とを仰せられたのでありますが、海上
保安本部の業務内容を拜見いたします
と、この犯罪関係について国警関係に
連絡すべき事項というものは、なるほ
ど一部分でありまして、海上保安本部
の仕事は、船舶の技術、あるいは船舶
の検査、あるいは船舶関係、水路関係、
主として燈台関係、これら海上関係の
仕事は、私は主であるように考えるの
であります。かような海上関係の仕事
の企画をされるのが、海上管区本部で
はないか、かように私は考えます。の
で、政府委員の答弁それ自身に、私は

相当矛盾があるように考えるのであり
ます。かような意味からいたしまして
も、私は管区本部は海運の基地、造船
の基地、あるいは船舶行政の中心地に
置くのが本来ではないか、かように考
えるのでありますが、重ねて大久保政
府委員の御説明を承りたいのでありま
す。

○大久保政府委員 岡田委員に御答弁
いたします。先ほど私が管区本部のわ
け方にあたりまして、国警の管区を考
えたとき申し上げたのは、これは考慮し
ました条件の一つでございまして、そ
れが全部ではございせん。もちろん
ただいま仰せの通り、海上保安庁の各
種の業務に照らしまして、その適正とい
うこともあわせ考慮しまして決定いた
したような次第でございまして、
○岡田(五)委員 次に先ほど米各委員
の御質問にもありました、現在の九
海上保安本部で、実際の行政上どうい
う点において支障があるのか。この点
を承りたいと思ひます。

○大久保政府委員 現在の管区本部
は、早々の際における人員が少くなつ
た関係もございまして、一つの特殊な
体系を立てております。すなわち一つ
の例で申しますれば、国警は大阪に管
区本部がございまして、大阪府の警察
隊とは別個に存在しておるわけであ
ります。すなわち指示機関と実動機関と
いうものがわかれておるわけでありま
す。ところが海上保安本部は、保安本
部が同時にその港附近の実動の部隊の
指示をもあわせ所掌して参つたのであ
ります。これは早々の時代における
人員の配備等から、やむを得ざるにか
かる処置であつたのであります。そこ
ろが実動隊を持つておりますために、

その実動隊の所掌しております附近に
多く目が配られて、そのほかのす
みずみまで目が届きにくいという若干
の弊害はあつたのでございまして。か
ような次第でございまして、今回は実動
隊と指示機関を分離するというものを
建前といたした次第であります。

○岡田(五)委員 今大阪と神戸の
例をおあげになつたようであります
同じような例が東京と横浜の場合に
適用できるのかどうか。その辺もう一
ぺん御答弁を承りたいと思ひます。
○大久保政府委員 東京と横浜の場合
におきまして、東京に政治的な機関が
たくさんありますことは、これは御説
明するまでもない次第であります。た
だ一点考えなければなりません。こ
は、横浜にはその他の重要な機関も
ございまして、同方面におきまして
は、それらと連絡を頻繁にとらなけれ
ばならぬ関係もございまして、横浜に
なつておるような次第でございまして、

○岡田(五)委員 はなはだもつて意外
な御答弁をいたさまして、これ以上
御質問することは差控えます。
次に伺ひたいことは、十三
條に海上保安監部その他の事務所を適
当な場所に置くということになつてお
ります。今度の管区海上保安本部
の設置と、この海上保安監部の事務所
の設置の場所について、多少異動を考
えておられますか。その辺をひとつ承
りたいと思ひます。

○大久保政府委員 先ほど申し上げま
したように、管区本部のわけ方の上の
欠点を、海上保安監部の所掌によつて
救済したいと存じまして、海上保
安監部は、神戸、新潟、舞鶴、名古屋、
門司の五地域に置きまして、相当広汎

なる海上部隊の指揮権を与える予定で
ございまして。
○岡田(五)委員 今承りますと、管区
海上保安本部の所在地に海上保安監部
を置かれる場合があるのではありません
か。その点承りたいと思ひます。
○大久保政府委員 海上保安監部の所
在地には、海上保安本部を置く例はご
ざいせん。全部違つた地域でござい
ます。

○岡田(五)委員 以上で私の質問を終
ります。
○鈴木委員長 次に石野久男君。
○石野委員 同僚各委員の御質問がほ
んど出尽したような感があるものであ
ります。が、なお長官にお伺ひいたし
たいのであります。それは今度の一部
改正法案につきましては、先に米各委
員も言つておりましたように、改正さ
れるにあつては、当然それが簡素化
され、能率化されなければならぬ内
容を必要とするものであると考えるの
でございまして、そのような観点からわ
れれば、今度の法案がますます簡素化
され、あるいは簡素化されているかど
うかという点について、一応これを検
討しなくてはなりません。長官は本改
正法案によつて、大管区制をとり、そ
れによる機動性が發揮されるのだとい
うことを言われておるのであります。が、
この機動性についても、われわれの
疑義を払拭することはできないので
あります。特に九管区制から六つの管
区制にされるにあたりまして、先に關
谷委員の質問に對しては、国家警察と
の關係からこれを考える、しかも管区
を六つと考えたというところに、非常
に大きな重きを置いておるようになつ
たのでございまして、しかるにまた同委員

の質問に對しては、管区の方を、決
して外部的なものではなかつて、事務
的な観点からこれを考えたのだという御
答弁もなされておるのでございまして。
この二つの点について、どうもわれわ
れとしては矛盾を感じるのでございま
す。もし業務上の観点から六つの管区
を御決定にするのであります。な
らば、業務上いろいろ支障のあるとい
うことはつきりいたします。場合
当局としては、六管区制をかえるとい
う考え方をもちになつておるのであ
るかどうかというところ、この際あら
ためてお聞きしたいと思ひます。

○大久保政府委員 政府といたしまし
ては、六管区制をとつております。が、
国会において、さらに管区の増強
が必要であるとお認めになりました際
におきましては、海上保安庁といは
しましては、別に異存はない次第でござ
います。
○石野委員 それでは重ねてお尋ねい
たしますが、国警との関連性につきま
して、先にそれが全部ではないという
御答弁でありました。しかし少くとも
大管区制をとるにあつては、それは
局部的なものではなくして、高所大所
から見るのだというやうな御発言があ
つたのでございまして。ところが、この
御答弁を裏書きするかのやうな内容
が、各所に見受けられるのでありま
す。特に國警との関連性の問題は、こ
の法律改正にあつては、われわれにと
つて非常に重要な要素になつてお
るのじやなからうかとも思ふのでござ
います。当局は、海上保安庁の任務と
國警の管掌任務との関連性を、一体ど
うのやうにお考えになつておりますか。
この点をはつきりお聞かせ願ひたい。

○大久保政府委員 海上保安庁の任務は、大きくわけて二つでございます。一つは海上における治安の維持であり、一つは海上における航海の安全の任務であります。すなわち海上保安庁の任務の一半は、国警と密接なる関係がございまして、他の一半は海上保安庁独自の性格をもつて実施いたすわけでありまして、かような観点から考慮いたした次第であります。

○石野委員 そういたしますと、国警との関連性はまづたゞささいなことでありまして、あくまでも、この法律改正にあたりましては、能率化及びその機動性の発揮という、海上保安庁独自の考え方に発足すべきものであると考えるのであります。この場合、六管区から必然的に起る太平洋沿岸と日本海沿岸との問題について、同僚委員が何回かにわたって論議しておりますように、私もまた疑義を持つものでございまして、たとえ横濱に設置されますところの海上保安庁の管区が、日本海沿岸とのその統轄にあたりまして、非常に不便を生ずるであらうということは、先に米窪委員または關谷委員その他の委員から、何回かにわたって指摘されておるのでございますが、もしこの地方における管区本部が指揮機関であつて、出動機関は現地にあり、なされるのだからという御趣旨をもつていたしますならば、この指揮機関は主として通信業務だけのことにならざるであらうし、従つてまた現地におけるところの業務に對しては、ことさらにこういうような統轄あるいは大管区制をとらなければならぬという理由を見出すのに、非常に私ども

としては疑念を持つのでございます。そこで私お尋ねいたしますが、当局はこの大管区制を施行することによつて、指揮機関を六つにした結果として、現在ある九つの管区の機関をどのように処置されようとしておりますか。この点をはつきりお聞かせ願ひたい。

○大久保政府委員 海上保安庁が地方機関を九つから六つに減らしますことは、全体の機構を縮小するわけではございません。むしろ地方を強化するといふ意味を持つておるのであります。かような次第でありまして、九つの管区本部の若干の職員が、新しい管区本部に移りかわるというところはございまして、そういう人たちの整理その他の身分上の問題とはならない次第であります。

○石野委員 この法案の改正によりまして、国警との緊密化というものは一層強化されることが意圖されておると考へます。ところが、そういうことは当局は別段考へていないのであるかどうかというところが一つ。

それから次にそれと関連性を持つものとして、第七條の改正されたたゞいま出されております内容を、現在の法との間において特に第七條第六号が抹消されておるのでございますが、こゝういふように書かれておりますが、海上における密貿易不法入出国その他云々、こゝういふ條項は、新しい法案においてはどうかというところ、これを処理させようとしておるのであるかどうかを、ひとつはつきりさせていたいただきたい。○大久保政府委員 お尋ねの第一点の、国警との特別の連絡協定があるのかどうかというお尋ねであります。これは今回の法律の改正にあつて、格別どういふことはございませう。海上保安庁法によりまして、関係官庁と緊密なる連絡をとるべしということとは、すでに法のうたつておるところでありまして、この法文に從つてすべてを遂行してゐる次第であります。第七條のお尋ねにつきましては、今第七條の第一号に「法令の海上における助行に関する事項」といふ一項目を入れました。この中に法令違反に関するあらゆる問題を取扱ふことを包括せしめたわけでございます。

○石野委員 法文の読み方、あるいはその解釈の仕方は、非常に重宝なものだと思ふのであります。この第六号等は、すべて第一号に包含させたといふ御説明は、一応ごもつとだとも思ふのでございまして、しかしその他のものがほとんどそのままに残されておる中で、こゝういふ事項をこの中に包含せしめておられるということについては、なお私は疑義を持します。と同時に、大管区制が行われることによりまして、先ほど来何べんか言つておりますように、日本海沿岸と太平洋沿岸との間に、歴大な一帯の陸地が包含されていることとございます。従つて管区本部の一管内における陸地の關係、陸上保安の問題は、必然的に國警の領域に入るものと考えます。それをつなぐものはおそらく通信によつてのみつたものであらうと私も考へるのであります。これは実に納得のできかねる一つの事項だと思つてございまして、それと同時に警察官等の職務に關連する事項が、今度この法令改正によりまして付与されることになるわけでございますが、こゝの中にもうたわれておると思ふの

います。こゝういふようなこととの関連性におきまして、特に海上保安庁が持つ、警察官等の持ついろいろな権力といひますか、そういうものを行使する範圍は、その管区制の陸上土地と空白的になつておられます。そういうところでも適用されるような意味を持つておるのであるかどうか、この点をひとつお聞かせ願ひたい。

○大久保政府委員 先ほど申し上げましたように、海上保安庁は単に治安維持だけではございせんので、たとえば船舶の検査でありますとか、あるいは乗組員の試験でありますとか、航海の安全の保持に必要な諸行政もやつておるわけでありまして、かような關係でありまして、たとえば群馬縣に船舶機関の工場がございまして、その機関の検査をあわせて所掌いたしておる次第であります。さういふ關係で、陸上圏といへども海上保安庁の行政は及ぶ面がある次第でございます。

○石野委員 最後につだけお尋ねいたしますが、運輸大臣は、この法案の改正にあたりまして、海上保安庁の持任務が、より機動性を發揮し得るといふようなお考えを持たれておられるのであるかどうか。

○大屋國務大臣 ただいままでの各委員の御意見を承つておりましたが、われわれといたしましては少くともこれが前の組織よりも能率的であり、かつ機動的である、さういふ考え方で編成いたしました次第であります。

○石野委員 長官の説明等によりまして、今回の改正法案の中に盛り込まれてある内容からいたしまして、特に國警等との関連性の緊密化ということ、こゝの中にもうたわれておると思ふの

でございます。大臣は海上保安庁のなさればならない任務が、國警との間においてどのような連絡を今後必要とするのであるかどうか、これに對するお考えをどういふふうにお持ちになられるかどうか、それをお聞きたいしたい。

○大屋國務大臣 海上保安庁の任務は、本委員会の開始以來、各委員からの御質問に對しまして、長官からしばしばお答えをいたしておりますが、たゞさんの任務があらうするうち、やはり國警との関連の仕事も任務の一つであると考えております。この緊密なる連絡が、すなわち海上保安の任務をより能率化するということは間違いないのでありまして、その内容の詳しいことはまた長官から御希望であれば述べさせていただきます。

○石野委員 それでは大臣に重ねてお伺いいたしますが、今度の六管区制という大管区制の施行は、どう考へてもわれわれの解せないものがあるものであります。しかし大臣が、あるいはまた長官が、それ／＼説明されるこの管区制の実施にあつては、六つを考へた關係上という言葉なり、あるいはまた國警との管区との關係からいふようなことをならみ合せまして、大臣は將來海上保安庁と國警との關係を統合して、これを一つの機関の中で実施することが便利だといふふうなお考えを持つておられるであらうかどうか。

○大屋國務大臣 ただいまの問題は各般に關係のある問題でありまして、現在といたしましては私はこれを統合する意思は持つておりません。

○石野委員 私の質問を終ります。○鈴木委員長 次に林百郎君。

○林(百)委員 こまかい点からだんだん聞いて行きたいと思うのですが、この第七條の警備救難部においては、左の事務を掌る。の二に「天災事変」とありますが、事変という意味は何ですか。

○大久保政府委員 事変と申しますのは、海上保安庁法にもございします「海上における暴動及び騒乱」といったような場合でございます。

○林(百)委員 暴動及び騒乱ですか。

○大久保政府委員 騒乱であります。

○林(百)委員 具体的にどのようなことですか。

○大久保政府委員 海上において大きく治安の乱される場合であります。

○林(百)委員 だからその大きく治安が乱されるということは、具体的にどのようなことなんですか。従来の例でもいいですか、言ってみてください。

○大久保政府委員 海上保安庁ができましてから、ただいま御質問のような事例はまだございせんので、具体的な事例はあげかねると思ひます。

○林(百)委員 しかしこのたびのこの改正法案なり、あるいは海上保安庁の最近の一貫した方針としては、治安の確保、事変に備えるということが中心になつておるように思われまふ。たとえは十六條にも、「犯人を逮捕するに当り、又は非常事変」ということが書いてあるわけですか。これが最近の海上保安庁の一貫した運営方針だと思ひますが、かつて発生したこともないことに備えるということとはちよつとわからないので、具体的にどういう場合に備えるかということをお聞きしたい。

○大久保政府委員 海上保安庁の力の

入れどころについての御見解につきましましては、私どもは治安だけとは考えておりません。この点はこのに書いてある通りであります。なおまた事変に關しましてのお尋ねでございますが、一概に申しますれば、大きく海上の治安が乱れる場合でありまして、まあ大勢の人による海上治安の攪乱、かようなふうにも言えるかと思つております。

○林(百)委員 その大勢の人による海上治安の攪乱ということがよくわからぬので、大勢の人とはどういうことですか。日本人がどういふことを起すことなのか。日本人なのか、あるいは外国人なのか、どういふ場合か。実は一年ほど前に大久保海上保安庁長官は、海上保安庁の第一の仕事は海上の人命救助だ、つまり難破船を救助する仕事であるといふことから、今年の年頭の辞には、主権回復への推移に伴い、従来の経済を中心とした国内問題

は、治安中心に切りかえられなければならない。海上の治安維持等の国家的責任は、海上保安庁が全面的にその責任を負う時期が近いといふつきり言つておるわけなんです。だから明らかに海上保安庁の意圖するところが最返かやつて来ているわけだ。ところがかわつて来ている場合の具体的な事例が示されて、人員をふやして、裝備を整備するといふことは考えられないわけですか。

○大久保政府委員 海上保安庁の全面的にその責任を負う時期が近い。その治安が乱されるというところは、具体的にどういふことを考へておるかということをお聞きしたい。

○大久保政府委員 海上保安庁の任務は、決してへんばなものではないので

ありまして、海上における治安の維持と航海の安全とは、いわば海上保安庁の車の両輪でありまして、そのいづれを重きとし、いづれを軽きとするというわけには参らないのであります。またいかなる攪乱が近づくかというところとは、想像をもつては申し上げかねるかと思ひます。

○林(百)委員 それではしかたがないから條文で行きますが、第十六條に「非常事変に際し、必要があるときは、附近にある人及び船舶に対し、協力を求めることができる。」これもこれはさうに昨年の七月以来、警察との協力協定、国家消防庁との協力協定、それからこれはかつての海軍が持つていた臨時船舶部署標準を基礎として、非常部署配置をつくつておるわけである。これはあなたの方で御存じのはずだと思ひます。こうして着々準備を進めておる核心を、具体的に示すことができないといふのはおかしい。たとえば小さい海軍をここに持つて、さうして治安の任務に任ずるというのかどうか。海上における集団的暴動といふこと、これは何か革命でも起きた際に、これを鎮圧するとか意味なのか。何か非常事変だとか事変だとかいふものがはつきり示されなくて、消防との協定、警察との協定、裝備の強化、管区の再編成といふことは考えられない。だからそれをもつとはつきり浮び出してもらいたい。

○大久保政府委員 ただいまお尋ねの非常事変のうちの治安に關しましては、その事例がないようでございますが、たとえばデラ台風におけるたぐさの船舶の遭難、さういふことは過去二年間に事例があつたわけでありまして、かような場合及び治安關係の事変

を総合いたしております。両方の場合におきまして、海上保安庁の任務の達成を万全にいたしたい、かような趣旨でございます。

○林(百)委員 これはこまかしなんです。デラ台風のとき難破船がたくさん出たから救助する。これはあたりまえなんです。これならわかるのだ。われわれはしかし、最近治安中心に切りかえなければならぬ。主権回復への推移に伴い、従来経済を中心とした国内問題を、治安中心に切りかえなければならぬといふことは、一月四日の海上保安新聞にあつた年頭のあいさつとして出ておるわけである。海上保安庁の切りかえなければならぬ治安中心の目標を置いておきながら、その保安中心に考へた場合の非常事変といふものは、どういふものかといふことをお聞きしておるわけです。

○大久保政府委員 海上保安庁が従来遭遇した例をいたしましては、逐次密航、密輸も大規模になつて参ります。さういふ傾向はございしますが、將來いかなる大がかりの治安攪乱があるかといふことを、ここに前もつて申し上げるわけには参らないと申すわけでありまふ。

○林(百)委員 前もつて言うことができないなら、さうした起るから起るぬかわからない事態に對して、どうしてこんな大がかりな切りかえをしななければならぬかといふことが、われわれにはわからないわけですか。だから結局、なぜ私がさういふことを聞くかといふと、外国では、日本の国の海軍の軍力が、海上保安庁を中心として復活しておるのではないかと、わかれておる際に、治安を中心にかかるといふ口

を総合いたしております。両方の場合におきまして、海上保安庁の任務の達成を万全にいたしたい、かような趣旨でございます。

○林(百)委員 これはこまかしなんです。デラ台風のとき難破船がたくさん出たから救助する。これはあたりまえなんです。これならわかるのだ。われわれはしかし、最近治安中心に切りかえなければならぬ。主権回復への推移に伴い、従来経済を中心とした国内問題を、治安中心に切りかえなければならぬといふことは、一月四日の海上保安新聞にあつた年頭のあいさつとして出ておるわけである。海上保安庁の切りかえなければならぬ治安中心の目標を置いておきながら、その保安中心に考へた場合の非常事変といふものは、どういふものかといふことをお聞きしておるわけです。

○大久保政府委員 海上保安庁が従来遭遇した例をいたしましては、逐次密航、密輸も大規模になつて参ります。さういふ傾向はございしますが、將來いかなる大がかりの治安攪乱があるかといふことを、ここに前もつて申し上げるわけには参らないと申すわけでありまふ。

○林(百)委員 前もつて言うことができないなら、さうした起るから起るぬかわからない事態に對して、どうしてこんな大がかりな切りかえをしななければならぬかといふことが、われわれにはわからないわけですか。だから結局、なぜ私がさういふことを聞くかといふと、外国では、日本の国の海軍の軍力が、海上保安庁を中心として復活しておるのではないかと、わかれておる際に、治安を中心にかかるといふ口

を総合いたしております。両方の場合におきまして、海上保安庁の任務の達成を万全にいたしたい、かような趣旨でございます。

○林(百)委員 これはこまかしなんです。デラ台風のとき難破船がたくさん出たから救助する。これはあたりまえなんです。これならわかるのだ。われわれはしかし、最近治安中心に切りかえなければならぬ。主権回復への推移に伴い、従来経済を中心とした国内問題を、治安中心に切りかえなければならぬといふことは、一月四日の海上保安新聞にあつた年頭のあいさつとして出ておるわけである。海上保安庁の切りかえなければならぬ治安中心の目標を置いておきながら、その保安中心に考へた場合の非常事変といふものは、どういふものかといふことをお聞きしておるわけです。

○大久保政府委員 海上保安庁が従来遭遇した例をいたしましては、逐次密航、密輸も大規模になつて参ります。さういふ傾向はございしますが、將來いかなる大がかりの治安攪乱があるかといふことを、ここに前もつて申し上げるわけには参らないと申すわけでありまふ。

○林(百)委員 前もつて言うことができないなら、さうした起るから起るぬかわからない事態に對して、どうしてこんな大がかりな切りかえをしななければならぬかといふことが、われわれにはわからないわけですか。だから結局、なぜ私がさういふことを聞くかといふと、外国では、日本の国の海軍の軍力が、海上保安庁を中心として復活しておるのではないかと、わかれておる際に、治安を中心にかかるといふ口

を総合いたしております。両方の場合におきまして、海上保安庁の任務の達成を万全にいたしたい、かような趣旨でございます。

実のものに、また旧海軍の形態を著々として復活するのではないかと、これが、國際的にも懸念されておるし、われわれも懸念しておるからこれを聞くわけなんです。さうした問題に對する海上保安庁長官の考へをお聞きしたいと思います。

○大久保政府委員 海上保安庁法は國會の御承認によつて成立いたしました。まして、しかもその海上保安庁法の中に、海上保安庁職員を軍隊として訓練することはできないといふことは、明文のうたうところでありまふ。私どもは夙夜この法の精神に従つて運用しておる次第でございます。ただいまの御想像は、これはまつたくの杞憂であると存じます。

○林(百)委員 それでは具体的にお聞きしたいと思ひますが、第三十五條の三の條項に「第三十五條第一項の事務を処理するために置かれる職員及び航路啓開所に置かれる職員の数は、第二條第三項に規定する職員の總数に含まれない。」すなわち六十二隻の昔の海軍の掃海艇によつて、瀬戸内海方面の掃海に従事している掃海隊所属の人は、おもにどういふ人が従事しているかとお聞きしたいと思ひますが、さういふ人たちが定員からはずされておるのはどういふ理由ですか。

○大久保政府委員 海上保安庁の職員のうちから、艦船の保管並びに航路啓開に従事する職員を除いたしましたのは、これらの職員はいずれも臨時的な職員であります。旧海軍の艦船にいたしましては、これは処理を終りますれば、当然終るべき業務であります。また機雷の掃海は一定の限度のある機雷であります。これまた掃海が終れば

この業務はなくなる性質のものであります。かような関係で、恒久的な職員数にこれを加算する必要はないと存じまして、除外いたしました次第でございます。

○林(百)委員 この掃海課の所属の人たちは、昔の海軍の軍人の人たちもいるかいないかを聞きたい。

○大久保政府委員 これらの業務につきましては、海上保安庁創立の当初、連合軍の指令によりまして、旧海軍軍人を存置することを認められております。

○林(百)委員 そうするとこれらの人たちは、旧海軍軍人が中心になつていて見えていいわけですね。しかも海上保安庁の定員から除外されているというように解釈していいかどうか。

○大久保政府委員 さようでございませう。

○林(百)委員 それからこれも長官の見解として、昨年の四月六日の海上保安新聞に、昭和二十四年度ですが、本年の最大の仕事は、巡視船などの新造計画と燈台の復旧計画である。船舶修修の予算は総予算約三十億の三三%に当つていて、という方針に沿つて、昨年の五月から六月にわたつて、保安庁開設以来の大型巡視船の新造が発表された。これは認められますか。

○大久保政府委員 海上保安庁の巡視船は、昨年以來建造いたしましたものは、すでに昨年計画いたしましたものは、続々として進水いたしました。海上に現われておる次第でございます。

○林(百)委員 その巡視船が、大型の巡視船に切りかえられてゐる。たとえば七百トン型二隻、あるいは四百五十トン型三隻というように、大型巡視船

に切りかえられて来ておるということとは、認められるかどうか。

○大久保政府委員 海上保安庁は創立の当初、わずか百トン足らずの木造船で出発いたしましたので、これと比べますと、たゞいま竣工いたしましたものは、七百トンでありまして、はるかに大型になつております。

○林(百)委員 そこで今言つた、当初は百トン程度のものであつたのが、七、百トン、あるいは四百五十トン、それから旧海軍敷設艦の三浦丸、八百トンですか、これも巡視船に改造されておるのですが、こうした大型巡視船に切りかえるのは、どういふ必要から切りかえられたのですか。

○大久保政府委員 日本の近海は非常な荒海でありまして、しかも難破船が二時間おきに一隻出ておるかような関係からいたしまして、この海上の荒天哨戒といふことは、とうてい百トンのラスの木造船では、専門的に申しまして、ほとんど常識的にでき得ないのでございませう。七百トンでも日本近海は非常に困難であります。さういふ次第であります。私も一日も早く大きな巡視船で、難破船の曳航能力のあるものを持たない、かように念願しておる次第であります。

○林(百)委員 大型巡視船へだん／＼火砲とか、その他の武器といふものがあつたのか、その他の施設といふものがあつたのか。

○大久保政府委員 海上保安庁法は、武器を携帯することができるといふことを法にうたつてあります。その範囲内において処置したいと考えておる次第であります。

○林(百)委員 そこで昨年規定されまし

た非常配備規程、これがどういふものか、簡単に御説明を願いたい。

○大久保政府委員 あの規程は、昨年保安庁が創立せられてから、台風における大災害は数回経験いたしましたわけでありませう。こういう際におきまして、最も痛感されますのは、海上保安庁の全国の各基地、船艇の機動的な運用、並びに一つの災害に対する迅速なる集中措置といふことが、必ずしも適当でない。かように考えました結果、全国の船艇基地が相互に脈絡があるという統制下に、一つの災害等に対して、集中的な効果を發揮するようにねらつて、策案いたしました次第であります。

○林(百)委員 これを規定する際に、かつての旧海軍の戦時船舶警備標準を参考にしたといふことが、われ／＼の調査によると、あるものでありますが、これをやはり参考にされたかどうか。

○大久保政府委員 海上保安庁創立以來、台風にはしばしば見舞われまして、その台風に教えられた實際上の体験を教範として、策案いたしました次第であります。

○林(百)委員 そうすると戦時船舶警備標準は、全然参考にしておらないといふふうに言つていいですか。

○大久保政府委員 全然参考にいたしておりません。

○林(百)委員 海上保安庁のうちの掃海課を中心とする航路警備所の第一係は、ほとんど旧海軍の人たちが占めておる。要するに海上保安庁の中へ旧海軍派が相当勢力を入れて来ておるといふことがいわれておるのだが、この点について長官の所信をお聞きしたい。

○大久保政府委員 海上保安庁によつて、海上保安庁に任務を与えられ、これに従事する職員は、すべて海上保安庁の職員でございます。海上保安庁はこの職員の全部、それ／＼法に従つて、その能率を發揮するようにとりま

とめておる次第であります。

○林(百)委員 そうすると海上保安庁の、ことに掃海課、航路警備所の第一係等を中心としての旧海軍の人たちの発言権が相当強いといふことは、長官としては否定するのですか。あるいは全然ないと言われるのですか。

○大久保政府委員 発言の強いとか弱いとかいふ物理的な現象はないと思ひます。ただりくつが正しいかどうか、職務が意見に従つておるかどうかといふことで判断せられると思ひます。

○林(百)委員 それからこの第七條にも出ておりますが、警察官等の職務執行法と同じように、武器使用の場合の範囲を拡大しまして、要するに昨年の十一月十日に、第一線の保安官に十四年型のピストル二千挺を全部配布され、そのときの使用の範囲は、職務を履行場合、特に自己または他人の生命身体の保護上やむを得ない必要がある場合といふことから、このたびはその武器使用の範囲を相当拡大されたようでありませう。これはどういふ事情からこういう必要が生じたか、お聞きしたい。

○大久保政府委員 海上保安庁といったしまして、だん／＼密航船等が武器を携帯いたして参りまして、あるものは捕鯊砲二門を装備いたしておるものも現われて参つた次第であります。かような関係からいたしまして、犯人を逮捕するといふ面におきましても、あ

る程度武器を正當に使用し得るといふことにいたしました方が適當であると考えまして、さういふいたしました次第であります。

○林(百)委員 海上の場合のみでなく、それが上陸した場合にも、なお犯人追究の権限が付与されておるようでありませう。その通りかどうか、お聞きします。

○大久保政府委員 法律から申しますれば、いわゆる海上、陸上で、警察と海上保安庁の職権はわかれるわけでありませうが、一応実際の行使にあたりましては、ある種の境界線におきましては、相互に一定の機動的な運用を認めておるわけでありませう。陸上におきましても、海上保安庁は十時間の範囲内の追跡権を持つてゐる次第であります。

○林(百)委員 この第七條の中にも、先ほど私が指摘しました天災事変、あるいは非常事変と同じように、暴動及び騒動といふ字句があるのでありますが、この暴動及び騒動といふのは、先ほどあなたの説明されたように、まだ前例のない場合を想定されておるのか、あるいは前例があるのか、あるとすれば、どういふ場合をさしてゐるのか、それをお聞きします。

○大久保政府委員 これはまだ前例はございませう。前例があるといひましたけれども非常に具体的な事例は申し上げかねますが、概して申し上げますれば、多数人による治安の攪乱であります。

○林(百)委員 どうもその大事なところへ行くとぼけてしまふのですが、最後に長官に——あとで運輸大臣にもお聞きしたいと思ひますが、長官にお聞きしたいことは、最近密航船が非常に

ふえて来た。しかもその密航船が火砲まで持つてゐるというのであります。この密航船といふのはこの国の船で、どういふ人たちが乗つて、どこどこをどういふように歩いてゐるのですか。

○大久保政府委員 先ほど例に申し上げました密航船は、台湾から参りましたもので、神戸附近において逮捕いたしましたものであります。

○林百委員 それが最近一つあつただけですか。それともたくさん例があるかといふこと、その台湾から来た密航船にはだれが乗つておつたのですか。台湾の人ですか。日本人ですか。それから何を乗つて、どういふことをやつてゐるのか。ちよつと説明願ひたいと思ひます。

○大久保政府委員 ただいまあげました事例は、台湾から参りました船で、台湾人が乗船しておりました。砂糖の密輸を企てました密輸入船であります。

○林百委員 そうすると、そうした台湾の人の乗つてゐる船、あるいはよその国の人の乗つてゐる船が火砲を持つてゐる。こちらの方もこうした整備を拡大されて行くことになる。と、将来はそうした国際的な紛争等も考えられるのでありますが、そういう場合、国際的な関係の処理というよりなことは、将来どういふように考えられておりますか。

○大久保政府委員 そういふ武装を前提とした将来の処理といふことは、ちよつと予想をもつてここに申し上げかねると思ひますが、海上保安庁にいたしましては、法規の命ずるところによりまして、またそのとき々の日本の

置かれておる条件下におきまして、行動をとるだけだと考えております。

○林百委員 私は長官に対する質問はこれで終りたいと思ひますが、運輸大臣にお尋ねしたいことは、実は中国国民政府のころでもそうだつたのであります。中、華日報等にも載つております。大公报等にも載つております。それからイギリスなどでも指摘してゐるところであります。もちろんソ

同盟などでも指摘してありますが、海上保安庁を中心として、旧海軍の勢力が台頭してゐる。たとえば旧海軍の軍令部から受継いでおつた管船課を主とする新設の船舶技術部、現地採用による旧海軍軍人が圧倒的多数を占めておる哨戒課、あるいは警備救難部を中心とした、管船課と同様旧軍人からなる掃海課を中心として動く航路啓開所のいわゆる第一線方面の勢力が、事実上は海上保安庁の中心勢力を占めるようになつており、ここに旧海軍の人たちが圧倒的に勢力を占めて来ておる。これがしかも最近ほとんど旧海軍軍人のときなされた、戦時船舶警備標準と同じような非常配備規程というような規程をつくり、これに基いて訓練をしてゐる。それから哨戒艇はだん／＼大型な哨戒艇に移動して来ておる。それから武器の使用範囲もますます拡大して来ておる。それから陸の陸軍といわれる警察並びに消防と、特殊な連携を持つて来るといふことになりまして、やはりその諸外国の指摘してゐるように、海上保安庁を中心として日本の旧海軍の軍事的勢力が復活するのではな

いかという懸念は、あながちこれを一笑するわけに行かないと思つてゐるものであります。このことは将来の日本の全面講

和を締結する上において、支障を来すことだと思つてゐるものであります。海上保安庁の仕事は、あくまで人命の救助と難破船の救助といふ、平和的な面を意図すべきものであつて、騒乱、暴動あるいは非常事態というような場合を想定して、軍事的な色彩を持つて来るといふことは、嚴重に警戒しなければならぬと思つてゐるものであります。この点について大屋運輸大臣の見解をお聞きしたいと思つてゐるものであります。

○大屋運輸大臣 ただいま林君が仰せられました言葉でいいますと、武器の使用を拡大する、あるいは艦船の型がますます大きくなつてゐる、あるいは人員も非常に増員してゐるというやうなことになる、非常におかしう聞えますが、現に海上保安庁の仕事も、しばしば林君も質疑応答なされ、あるいは海上保安庁の任務というものの内容がいかにやうであるかといふことも、つとに御承知であるし、またその任務の内容、組織、あるいはそれに従事しておる人員、艦船のトン数、武器の数、あらゆるものを全部公開しておりました。晴大白日に何ものも隠蔽したものがありません。しかもその任務は、日本の海岸線をめぐつた海上の、たとえば航海の安全、あるいは密輸等の取締りといふやうな点に局限せられておりまして、ただいま林君の指摘されたやうな心配は、この事実を見れば私は何ら問題はないと思ひます。いわんや非常に艦船のトン数が大きくなつたといつても、日本海の荒波を乗り切るには、七百トンや千トンの船は当然過ぎるほどであります。また武器の使用の範囲が拡大されたといつても、わずかにストルの二千からやそこらが配付さ

れても、これは当然過ぎるほど当然であります。何ら心配はありません。あるいは遠くから事物を見ておりますと、正体がわからなないので、非常な杞憂を抱く場合がありまして、おそろく中華民国その他の国々で、日本の海上保安庁の整備を非常に心配してゐる向きがあつたとしたならば、姿を見ないで、いたずらに杞憂を抱いておるといふことに帰着いたすと思つてゐる。この海上保安庁の制度はアメリカのコーストガードといふやうな前例もあること

でございまして、何ら心配はないといふ確信を持つておりますので、どうぞさうに御了承願ひたいと思ひます。

○林百委員 大屋運輸大臣の言葉を聞いておると、何ら心配もないやうに聞えますが、しかし一般の官庁がすでに行政整理をして人員を減らすといふときに、逆に海上保安庁は人をふやす。施設は増強する。しかもこれがほんとうに平和的な方面だけを考へるならば、何もピストルを二千ちよう持たせるとか、あるいは火砲を持たせるといふことまでやるやうな必要はない。よその官庁がむしろ行政整理で整理して行くといふときに、こゝういふ方面だけをふやして行く。しかも船型もだんだん大型にして行く。表面海上保安庁の成規の人数を減らさないにしても、あるいは法律では表面そうなつていて、たとえば先ほど申しましたやうに逃げ道がある。これは定員の中へ入れないとか、あるいは警察、消防庁との連携を密にして行くといふやうなことになるれば、表面大屋運輸大臣の言う通りであるけれども、実質的には方々に抜け穴があつて、だん／＼その勢力を強化して行くことが考えられる

と思つてゐるのです。ですからこの際運輸大臣としても、そうした表面的な事態ばかりでなく、やはり質的な面も考へて、国際的にどういふやうにこれが見られておるかといふことを嚴重に検討される方が、将来の国際関係を円滑にするためにもいいのではないかとはいふに思つてゐるものであります。これは私の意見でありますから、答弁があつたらお聞きするし、なかつたら別にお聞きする必要はありません。これで私の質問を終ります。

○鈴木委員長 他に御質疑はございせんか。

なければこれにて内閣委員会、運輸委員会連合審査会は散会いたします。

午後三時四十三分散会

昭和二十五年五月二十六日印刷

昭和二十五年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所